

特定国立研究開発法人の調達に係る事務について

平成 29 年 3 月 10 日
内閣総理大臣
総務大臣
決 定

1 本日改定された、「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）において、特定国立研究開発法人（以下「特定法人」という。）の調達に関し、別添のとおり規定されていることを踏まえ、特定法人の調達に係る事務を、以下のとおり決定する。

2 特定法人において研究資金の不正使用が生じないようにするために、全ての契約に関して下記(1)のガバナンス強化等の措置が講ぜられていれば、特定国立研究開発法人特例随意契約（以下「特定開発特例随契」という。）として、平成 29 年 4 月 1 日付け以降の契約より、下記(2)を条件に別表の範囲で随意契約を行うことができることとする（注 1）。

なお、下記(1)の措置を講ずる際には、ICT の活用などによる事務職員の負担軽減に配慮するとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき策定する調達等合理化計画の「調達に関するガバナンスの徹底」において、ガバナンス強化等の措置の具体的内容を記載することとする。また、当該記載に際しては、契約監視委員会の点検を受けるとともに、同計画の改定後は、主務大臣に報告することとする。

(1) 研究資金の不正使用が生じないようにするためのガバナンス強化等の措置

- ① 全ての研究者及び事務職員に、定期的かつ計画的な不正使用防止のための研修の受講を義務付けている。
- ② ①の研修を受講した契約担当の事務職員（注 2）のみが、契約の発注を行うこととしている。
- ③ 契約担当の事務職員が、検収を行うこととしている。
- ④ 物品管理担当の事務職員が、換金性物品の保管状況を定期的かつ計画的に検査することとしている。
- ⑤ 契約業者から不正をしないことの誓約書を受領することとしている。
- ⑥ 上記①から⑤までの措置を規程類で明文化している。

(2) 特定開発特例随契を適用するための条件

- ① 特定開発特例随契は、関係法人（注 3）以外との契約であること。
- ② 特定開発特例随契は、公開見積競争を原則とし、これによらない場合は見積り合わせを実施すること。

- ③ 特定研発特例随契は、公開見積競争の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施すること。
- ④ 特定研発特例随契は、研究開発に直接関係する物品・役務のみを対象とする契約であること。
- ⑤ 特定研発特例随契は、契約監視委員会等が事前承認及び事後確認すること。
- ⑥ 特定研発特例随契は、契約概要を別紙様式により公表すること。
- ⑦ 特定研発特例随契を導入したことによる効果（注 4）を、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 6 第 3 項の規定に基づき作成する自己評価書に記載すること。
- ⑧ 上記①から⑦の条件を規程類で明文化すること。

（注 1）競争性のある新たな随意契約方式を導入するものであり、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）を変更して国の基準額以上の少額随意契約を認めるものではない。

（注 2）特定法人の規程類で、契約及び支出に関する事務を所掌するとされている部署の職員をいう。当該部署に本務で配属されている者であれば、採用区分が研究者であっても差し支えない。

（注 3）「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当する法人

① 当法人の役員経験者が再就職している又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

② 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が 3 分の 1 以上である。

（注 4）研究開発成果の早期発現及び向上の状況、関係法人との契約からの移行状況、公開見積競争又は価格交渉による費用削減状況などについて、アンケート調査結果や事例などを用いて記載

別 表

	物品	役務
予定価格	500 万円以下	500 万円以下

特定国立研究開発法人特例随意契約に係る情報の公表(物品・役務)

(特定国立研究開発法人名:)

(単位:円)

物品・役務の 名称及び数量	契約担当職等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の 商号又は名称及び住所	予定価格 (a)	契約金額 (b)	落札率 (b/a)	公開見積競争又は 見積り合わせの 参加者数	備考
総計								

注1) 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. に準じて記載及び公表すること。

ただし、「総計」欄については、各年度末時点の状況を翌年度6月末までに記載及び公表すること。

注2) 「総計」欄は、個別契約ごとの当初提示価格や予定価格などを非公表としている場合でも、個別契約ごとの情報が推定されるなどの特段の事情がない限りは、原則記載すること。

「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）（抜粋）

第二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関して政府が講ずべき措置に関する基本的な事項

2. 特定法人制度及び関連制度に係る措置等に関する事項

(4) 調達の在り方

特定法人の物品及び役務の調達には、その研究開発が国際的な競争の中で行われていることから、迅速かつ効果的に行うことが極めて重要である。このため、研究資金の不正使用が生じないようにするためのガバナンス強化等を前提として、政府は、円滑な研究開発等の推進の阻害、仕様の公開に伴う最先端の機微な知見・技術情報の流出等が発生することがないように取り組む。その際、研究開発に直接関係する物品・役務の調達に限り、研究開発成果の早期発現及び向上が期待でき、かつ、競争性及び透明性が確保された、新たな随意契約方式を導入することとする。

第三 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進を図るための体制の整備に関する事項

2. 世界最高水準の研究開発等を実施するための体制の強化

(2) 研究者が研究開発等の実施に注力するための体制

研究者、特に若手研究者の、研究上の定型作業、施設・設備の維持管理、各種申請、報告、評価、調達等の業務に係る負担を軽減し研究に専念することができる環境を確保することの重要性に鑑み、例えば、次に掲げる取組を通じ体制を整える。

- 研究支援者、リサーチアドミニストレーター、事務補佐員等の研究者を支えるための体制の見直し
- 研究開発成果の普及・活用の一層の促進のための戦略的な知的財産の管理、効果的な活用のための専門人材の適切な配置
- 調達における発注作業等の研究者以外の事務職員への集中化

3. 適正な研究開発等の実施を確保するための体制の充実

研究開発に係る不正（研究開発活動における不正行為、研究開発費の不正受給・使用）は、研究開発活動に対する信認を失墜させ、科学技術の健全な発展を阻害するものである。総合科学技術・イノベーション会議において、平成26年9月に決定した「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」の中で改めて研究不正に取り組むための基本的な考え方・視点を示し、関係大臣に対して意見具申を実施していることも踏まえた上で、特定法人は、国民の負託を受けて信頼ある研究開発を実施していくために、国、科学コミュニティの指針、各特定法人の使命、業務内容等を踏まえ、各々適切な法令遵守・リスク管理体制を適切に構築し、その実施状況について適切な方法により社会に発信する。特に、第二2(4)で導入することとした新たな随意契約方式の運用を開始する際には、研究開発費の不正使用防止のために、調達における発注作業等を研究者以外の事務職員に集中化することなどについて取り組む。

※下線は付記したもの。